

国からの補助金制度があります！

国土交通省では、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、調査・測量に要する経費について支援しています（地籍整備推進調査費補助金）。

Q 誰でも申込みできるの？

A 地籍調査以外の調査・測量を行う民間事業者等であれば、申し込むことができます。

Q 大きさは関係あるの？

A 一地区当たり500㎡以上であることが必要です。

Q どこで行う測量でもかまわないの？

A 「人口集中地区」又は「都市計画区域」で行う調査・測量が対象となります。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法14条1項地図が備え付けられている地域を除きます。

Q 国の補助率はどのくらい？

A 民間事業者等の場合は、対象経費の1/3以内です。
※間接補助の場合は、地方公共団体の補助する額の1/2が限度です（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。）。

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りです。

調査計画作成



専門家による検討に要する費用等

(限度額)
地区当たり20万円

既存資料等収集・整理



境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等

現況調査



現況地物の測量に必要な基準点の設置に要する費用等

境界確認



現地調査や現地立会に要する費用等

予備調査



作成した成果図等の精度検証に要する費用等

成果作成



測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等

(限度額)
地区当たり30万円

(限度額)
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

民間事業者の直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となります。

国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の上限となります。

応募方法等

募集要領・申請書等：<http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html>

応募受付期間：令和7年1月10日（金曜日）から3月3日（月曜日）まで（必着）

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局用地部

用地企画課 地籍整備係

TEL025-370-6528（直通）

19条5項指定

検索

地籍整備 補助金

検索

